

日程第十八 閉会中の継続審査申し出について……………三四六
 日程第十九 特定事件の継続調査について……………三四七
 閉議・閉会……………三四八

日誌第十六 議案第六十三号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第十五 議案第六十四号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第十四 議案第六十五号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第十三 議案第六十六号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第十二 議案第六十七号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第十一 議案第六十八号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第十 議案第六十九号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第九 議案第七十号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第八 議案第七十一号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第七 議案第七十二号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第六 議案第七十三号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第五 議案第七十四号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第四 議案第七十五号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第三 議案第七十六号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第二 議案第七十七号 市立福祉センターの建設について……………三四八

日誌第一 議案第七十八号 市立福祉センターの建設について……………三四八

第三回福生市議会 定例 会会議録(第十三号)

昭和五十七年九月九日福生市議会会議場に第三回福生市議会定例会が招集された。
 一 出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎	君	二番	仲村清信	君
三番	加藤謹之助	君	四番	高水惣八	君
五番	東浦春浪	君	六番	村尾栄次	君
七番	森田治男	君	八番	山崎繁三郎	君
九番	小野沢久	君	十番	遠藤洋一	君
十一番	原敏子	君	十二番	松山清	君
十三番	鈴木藤次郎	君	十四番	村野武男	君
十五番	鈴木藤次郎	君	十六番	末次性男	君
十七番	田村市郎	君	十八番	東田正治	君

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	小林菊三君	二十二番	貫井喜代次君
二十三番	関米吉君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堀仁七君

一 欠員は次のとおりである。

なし

第三回市議会 委員会 (第十三号)

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長 森田進君 議事係長 島田幸治君 臨事速記事務補佐員 兼川啓子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市十二	長田村匡雄君	助役	古谷徳男君
収入	役高水求君	教育	長
企画財政部長	生子国利君	総務部長	浅見裕康君
市民部長	井上久男君	福祉部長	須崎進君
建設部長	内田和雄君	教育次長	八木房雄君
監査委員事務局長事務取扱	森田武君	選挙管理委員会事務局長	篠崎寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第三回福生市議会定例会議事日程

開議日時 九月九日（木） 午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 議案第五十六号

福生市営テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第五十七号

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第五十八号

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第五十九号

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する

条例

日程第八

議案第六十号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第九

議案第六十一号

福生市議会議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

日程第十

議案第六十二号

昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第二号）

日程第十一

議案第六十三号

昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第十二

議案第六十四号

昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）

日程第十三

議案第六十五号

昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

日程第十四

議案第六十六号

昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）

日程第十五

議案第六十七号

市道路線の認定について

日程第十六

議案第六十八号

市道路線の廃止について

日程第十七

議案第六十九号

下水道事業の事務の委託について

日程第十八

議案第七十号

福生市立福生第三小学校講堂防音改築工事請負契約

日程第十九

陳情第十四号

婦人問題解決のための福生市行動計画策定に関する陳

日野第十

議案第六十八号

情書審査委員の選任の件

日野第十六

議案第六十八号

市職員の給与の件

日野第十五

議案第六十八号

市職員の給与の件

日野第十四

議案第六十八号

市職員の給与の件

日程第二

会期の決定

(号)

日野第十三

議案第六十五号

市職員の給与の件

日野第十二

議案第六十四号

市職員の給与の件

日野第十一

議案第六十七号

市職員の給与の件

日野第十

議案第六十三号

市職員の給与の件

日野第九

議案第六十二号

市職員の給与の件

日野第八

議案第六十一号

市職員の給与の件

日野第七

議案第六十号

市職員の給与の件

日野第六

議案第五十九号

市職員の給与の件

午前十時一分 開会・開議

○議長(末次性男君)

会定例会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(末次性男君)

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

議長において

八番 山崎繁三郎君

九番 小野沢久君

十番 遠藤洋一君

以上三名を指名いたします。

○議長(末次性男君)

この際、報告事項がありますので、事務局長を

して諸般の報告をいたしませます。

(本林田議会事務局局長報告)

- 一、昭和五十七年第三回福生市議会定例会の招集について(別添参照)
- 二、議案の送付について(別添参照)
- 三、陳情、請願の受理について(別添参照)
- 四、陳情書の正誤について(別添参照)
- 五、議案説明員の出席要求について(別添参照)
- 六、専決処分報告について(別添参照)
- 七、昭和五十七年五月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 八、昭和五十七年六月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 九、昭和五十七年七月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 十、昭和五十七年度第一回定期監査の結果について(別添参照)
- 十一、昭和五十七年度第二回定期監査の結果について(別添参照)

○議長(末次性男君)

以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君)

日程第二 会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君 登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、去る二日、全本委員出席の上開催いたしました、議会運営委員会の結果につきまして報告をいたします。

今次定例会に提案される議案は、市長から提案される議案として条例六件、予算五件、その他四件の十五議案であり、他に陳情が一件の、計十六議案であります。

また、一般質問については、六名の議員から合計七時間の通告がなれております。

まず日程でございますが、前例に従いまして、お手元に御配付いたしました日程を編成いたしました。

また、議案の取り扱ひについてであります。いずれも慎重に審査を

要する議案であり、お手元の付託表のとおりおののの委員会に付託して審査を願うことといたしました。日程第十八の契約同意議案については、工期の関係等から、即決をお願いすることといたしました。

次に会期であります。一般質問の通告時間、議案の審議時間を検討し、本日と明日十日を本会議とし、委員会審査等の日程、休祭日を勘案いたしまして、最終日を九月二十二日とする十四日間と決定いたしました。

次に、全員協議会であります。理事者から二件についての開催の申し入れがありますので、本日、一般質問の経過を見ながら、本会議終了後開催することといたしました。

以上でございますが、今次定例会がスムーズに運営されますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、九月九日

から九月二十二日までの十四日間と決定したいと思っておりますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって会期は十四間と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第三 一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。二十番 指田保雄君。

（二十番 指田保雄君登壇）

○二十番（指田保雄君） 御指名がございましたので、先に通告いたしました環境整備について伺います。

まず、福生市を流れる多摩川の水質浄化についてであります。青梅・羽村・福生地区都市下水路排出口より五日市線鉄橋付近までについて去る七月三日、テレビ朝日より多摩川の空白区域として放映されましたが

この区間、だれ一人として川遊びをしていない、異常さに気づかれたのは私入ではない、と思えます。この区間の浄化については、いままでにも多くの一般質問がなされておりますが、まだ解決していません。しかし、もうこの辺で、解決に向けて大きく前進しなければならぬ、と思います。

「ニュース〇４２５ 西多摩版 百二十二号」には――これでございすが――「新東京百景に疑問」との大見出しで、「なぜヘドロの多摩川が候補地に入るの?」と書かれ、柳山公園の写真が出され、説明に「福生市の緑地、柳山公園。前方に見えるのは永田橋、多摩川への下水のたれ流しで、永田橋を通るドライバー達は鼻をつまんで通る」とありました。このように放映されたり、また書かれると、いかにも福生市に諸悪の根源があるように感じられる報道であります。

この区間の多摩川の環境破壊については、東京都、青梅市、羽村町も大きくかかわっておるわけであります。これらの関係団体に対し、どのような態度で望むのか。また話し合いをしているのか。市長として、本問題解決のためにどのような決意があるか伺いたいと思えます。

次に、河川敷における野焼き対策について伺いますが、本問題については、御案内のように、六月定例会に陳情がなされ、厚生委員会に審査を付託されたものですが、委員各位の熱心な審査の後、採択され、委員会、議会の意志決定がなされたものであります。

その内容は、一つ、有害物の焼却を即時中止させること。一つ、その際には関係機関が断固たる態度で臨むこと、であります。市長は、この三カ月間、解決に向けてどのような努力をしてきたのか伺って、登壇による質問といたします。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 指田議員さんの御質問にお答えいたします。

第一の環境整備についての多摩川の水質浄化の考え方については、ございすが、多摩川の水の問題は、福生市の自然環境に非常に重要な部分を占めております。市民の憩いと潤いの場として果たす役割にかんがみ、非常に大きな問題と考えておるわけでございます。

この水質保全には、第一に水量の問題があります。御存じのとおり

り、羽村の堰から秋川の合流点まで、夏の間は川崎市の水利権により毎秒二トンの水が流されております。それ以外は都の水利権により、二・二トンの水が羽村の堰から取水され、全く水が流れなくても仕方ない、ということになっております。

第二に、この間に入ってくる水の質の問題がございます。御指摘の都市下水路を主に若干ずつよくなってはいるものの、まだ水質はよくありません。このように水質のよくない水が薄められることなく多摩川を流れていくという結果になっております。

この解決については、現在具体的な働きとして、都知事や環境方に羽村の堰から下流へ少しでも多くの水を流していただくようお願いしてるところでございます。

また、水質につきましては、都市下水路組合と連絡しながら、採水し、分析し、吐き出し口でできるだけでも、水質に近づくようにしたいと思っております。このためには、都市下水路に流入する家庭雑排水が、その汚染の直接原因と考えておりますので、当市分も流入されております。

すが、羽村町、青梅市にも一日も早く下水路の普及を図るより強く要望し、都市下水路組合とも協力し、水質の保全に努めていきたいと思っております。

第二点の多摩川河川敷の野焼き対策について、このことについてはかねてから懸案であり、さらに前回議会において採択されました陳情第十三号の審議経過を踏まえ、その解決に向けて努力中でございますが、その経過についてお答えいたします。

御承知のとおり、この問題は田園地区住民の、こうもっている煙害の問題と、河川敷の不法占拠による築堤の問題がありますが、根本的には不法占拠をやめさせることであります。行政区域が秋川市、管理が建設省ということですが、市といたしましても積極的にこれが解決に向けて共同して取り組んで行くという立場から、第一に関係諸機関に働きかけをし、一日も早い解決ができるよう協力をお願いしております。

第二に、建設省、秋川市、福生市で多摩川河川敷不法占拠対策連絡会を開催し、その協議を通じ、具体的対策へ入りとしております。

第三に、公害の点から影響調査を進めております。

近く、不法占拠者と対策協議会といたしました折衝に入るところでございます。この場合にも、移転費用、住宅、職業の三点が課題となると思いますが、建設省、秋川市とも協力し、この解決に向けて鋭意努力してまいりますので、格段の御指導、御協力をお願いしたいと思います。

細部につきましては、部長から補足させますのでよろしく願います。

○市民部長（井上久男君） 自席から市長の補足答弁をさせていただきます。

野焼きの関係でございますけれども、不法占拠者との折衝についてですが、これは第一回目を、今日から条件を提示していく、折衝してまいるというところでございます。この際、多摩川河川敷不法占拠対策連絡会としても、建設省、あるいは秋川市、福生市が協力して対応していくところでございます。第一回の状況によって、さらに連絡会として次の対応を考えていくという方法で実施してまいるところでございます。

はなはだ簡単でございますが答弁とさせていただきます。

○二十番（指田保雄君） それでは自席から再質問をさせていただきますが、

水質の改善については、都知事や環境庁にもお願いをしていると、結構な話でございますが、これはお願いを幾らしても、相手がやる気なければどうにもならないわけで、お願いをしているうちの感触、水をもう少し流してくるような感触があるのか。環境庁が本気になってこの多摩川を生き返らせるために動くという感触があるのかどうか、そこから辺をもう少し詳しく御答弁願わないと、ちょっと話がわからないうけでございます。

次に、野焼きでございますが、今日から交渉に入るといふことでございしますので、しっかりやっていただきたいと思います。野焼きの方はいいです。

それから、同じく「0425」ですが、これには市長の談話が載っているわけですから、

「田村福生市長の話」福生市は多摩川とともに育ってきた町だ。現在のヘド口川は余りにも悲惨……話題のサケが福生市にも上って来るかも知れない。そのためにも三、四年先までには、何とか川を生かす返らせたいと

このように市長は言われているわけです。議会の答弁がちょっと、これより後退するんじゃないかと、私は感ずるんですけれども、そこから辺ひとつ、もう一

回答願いたいと思います。

○市長（田村匡雄君） 自席からお答えいたします。

ただいま御指摘をいただきました多摩川の浄化の件でございますけれども、新聞とちよと違うニュアンスでございますけれども、現実には、都知事、それからその担当の方にも数回お会いいたしました。また、環境庁へも直接、三回ほどお伺いいたしました。いろいろと現在の福生の事情等とお話しをいたしました。できるだけ早いとか、そう、いろいろな、ある程度の日限を切つてひとつお願いしたい、ということをお話ししてございます。はつきり申し上げますと、この福生は、横田基地と多摩川に挟まれた小さな都市でございます。この福生市とならば、多摩川が何としても憩いの場所なんだと。これがそのままでのような汚ない水ばかり流れておるので、市民としては非常に困るんだという、ことを訴えてございます。

現在のところ、そのことで東京都、あるいは環境庁等では、いろいろと対策等をやつていただけていますけれども、現在のところ、はつきりした答えが返つては来てませんけれども、このことについても鋭意

私としても努力して、さういふふうに考えております。

答弁とさせていただきます。

○二十番（指田保雄君） 努力したいと。浄化に向けて努力をしたいという、ことで

ござりますので了解いたしますが、「三、四年先までには何とか川を生か返らせたい」と、これはまさか、うそではないと、私はこのように思いますので、どうかがんばつていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（末次性男君） 次に、七番 森田治男君。

（七番 森田治男君 登壇）

○七番（森田治男君） 貴重な時間をいただきました。私の一般質問に当たらせていただきました。感謝申し上げます。

わが国の経済は、かつての高度経済成長の時代から昔に返つて、緩やかな成長の時代へと再び変化し、よほどの構造の変化がない限り低成長が続くものとされております。政府におきましては、八月三十一日に渡辺大蔵大臣が、異例とも言える財政に対する非常事態宣言を表明され、今後の財政運営の方針を発表されました。国は借金を返す一方で